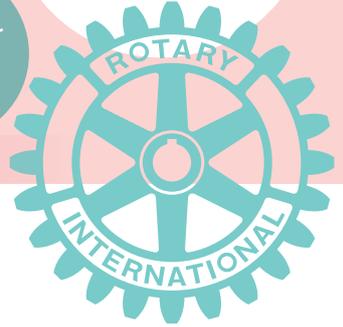




国際ロータリー第 2530 地区 郡山アーバンロータリークラブ

国際ロータリー第2530地区ガバナー 鈴木 邦典  
会長 佐藤 功一  
幹事 鈴木かおる



第 18 回例会 H.29.11.8 水 ☁

- ▶開会点鐘 ▶ロータリーソング「我らの生業」
- ▶四つのテスト唱和 鈴木尚子さん
- ▶ゲスト ゲンティ ホンケンさん(米山記念奨学生)

## 会長挨拶 ▶▶▶ 佐藤 功一 会長

早いもので来年度に向けての指名委員会を開催する時期となりました。指名委員会は会長、幹事、理事、会長エレクト、副幹事、会員 3 名で構成され、私、鈴木かおる幹事、小林由拓会長エレクト、宮崎副幹事、会員から宮崎さん、白岩さん、長尾さんで、委員長は宮崎さんです。指名されたら断らないことがロータリーの鉄則だそうですのでよろしくお願いいたします。

来週から例会変更が続きます。15日は10日(金)のモンゴル伝統芸能チャリティーコンサート、22日は「懐石こと」で和食を味わう例会を開催します。大勢のご参加をよろしくお願いいたします。

## スマイルBOX報告 ▶▶▶ 佐藤洋子 委員長

- 😊 佐藤 功一 ▶松川義行さん卓話よろしくお願いいたします。
- 😊 鈴木 かおる ▶松川さん卓話ありがとうございます。
- 😊 宮崎登志行 ▶ご無沙汰しました!
- 😊 鈴木尚子 ▶松川さんの卓話を楽しみにしております。
- 😊 増子ふみえ ▶松川先生、卓話楽しみにしてます。
- 😊 岩山慎一 😊 橋本弘幸 😊 津野順子 😊 味戸誠一郎
- 😊 大山三起雄 😊 佐藤洋子

## 米山奨学金授与 ▶▶▶ 味戸誠一郎米山カウンセラー



ゲンさんは毎月2回ほど例会に来ます。頑張ってるので皆さんの応援をよろしくお願いいたします。

## 新米山功労者・ポール・ハリス・フェロー表彰伝達 ▶▶▶

佐藤 功一 会長



宮崎登志行さんが新米山功労者とポール・ハリス・フェローとなりました。

## 出席報告 ▶▶▶ 鈴木かおる 幹事



総 員 36名  
出席率 47.22%  
前回修正率 61.11%

## 地区職業奉仕セミナー報告 ▶▶▶ 大山三起雄 職業奉仕委員長

11月5日にユラックス熱海で地区セミナーがあり、私と長尾副委員長が出席しました。職業奉仕とは、自らの職業を通じて倫理観を持って社会に貢献することであり、究極は会社を倒産させないことだとの話がありました。会社を長く続けることは大変なことだと思いますが、味戸さんの事業所は 500 年続いている、県内で一番古い事業所だそうです。

## モンゴル伝統芸能チャリティーコンサートのご案内 ▶▶▶

鈴木尚子 国際奉仕委員長

11月10日(金)に18名のご参加をいただきありがとうございます。全席自由席です。楽しみにいらしてください。



## プログラム／会員卓話

## ■「弁護士の仕事」

浅井嗣夫法律事務所  
弁護士

松川 義行さん



弁護士の仕事というと、ドラマなどで見るような裁判のイメージがあるかと思いますが、実際のことは必ずしも知られていないように思います。弁護士法の第一条に「弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。また弁護士は前項の使命に基づき誠実にその職務を行い、社会秩序の維持および法律制度の改善に努力しなければならない」とあり、通常の業務以外にも社会のためになる活動を一定割合行うべきであるとされています。

弁護士資格を取る前に、裁判所、検察庁、弁護士事務所の法曹三者を約 3 か月ずつ回って勉強する期間にも、社会のために専門性を発揮するべきであることを教えていただきました。

弁護士は弁護士会という組織に必ず加盟しなければなりません。強制加入の団体組織で、弁護士会に入らないと弁護士の仕事はできません。弁護士会の中のいろいろな委員会に所属して、公益活動を行うこととなります。

福島県弁護士会で私が現在行っている諸活動は、まず理事会が月に 1 回あります。福島と郡山で交互に開催され、事前に送られてくる相当量の資料をしっかりと読み、理事会で意見を述べます。刑事弁護センター委員長として、日弁連の刑事弁護センター委員会に 3 か月に 1 度ほど行きます。各弁護士会に当番弁護士制度があり、逮捕された人が困っている時に、1 回だけ無料で被疑者のいる警察署に行き相談を受ける制度の運営も刑事弁護センター委員会の職務です。また県内の弁護士を対象に、年に 3~4 回ほど研修を実施しています。日弁連から先生をお招きして、段取り、連絡調整、会場の予約などを行います。非弁護取締委員会とは、法律事務処理は弁護士や司法書士、税理士の一部の資格のある人しかできませんが、資格もないのにする人を取り締まる委員会です。私は副委員長をしております。最近が高齢者や障害者がどこにも行き場がないために、悪いことをして刑務所に行きたいなどの話があり、それはおかしいのではないかと、社会で更生してもらうことを検討するプロジェクトチームに私は所属しています。

公的機関からの依頼を受ける仕事もいろいろあり、私は原子力損害賠償の法律相談の相談員をしています。月 1 回程度ですが、朝から晩までいろいろな方の相談を受けます。住宅紛争審査会の紛争処理委員にもなっています。指定管理者委員会にも入っていて、今日も例会後に行かなければなりません。

国選弁護活動はイメージしやすいかと思いますが、被疑者国選弁護や、起訴されて裁判となった場合の被告人国選弁護を行います。この中には裁判員裁判も含まれます。国選付添人は、18 歳未満の少年の付き添いをします。医療観察法付添人は、精神障害を有する方が犯罪行為をしたときに、国立病院に入院または通院する場合に付き添いをします。

会津に 3 年間いた時は、刑事弁護をかなり担当させていただきました。裁判員裁判が始まって 8 年経ちますが、誰かが担当しなければ裁判は開けませんから、公益活動の一環となるかと思えます。

通常業務は大きく分けて 3 つほどあります。まず事が起きる前に予防する業務の、法律相談、遺言の作成、各種契約書・既定の作成などです。残念ながら事が起きてしまった時には事後的な処理になります。交渉は話し合いで解決すること、調停は裁判所に間に入ってもらうことで解決を目指すことです。ADR という裁判外の紛争処理機関ができています。裁判は時間がかかるので、原子力損害賠償や交通事故では、紛争解決センターを利用して和解手続きをすることが多くあります。それでもだめなら裁判になります。弁護士会示談あっせんセンターは、裁判は土日も 5 時以降もできませんが、弁護士が入って解決に向けて動きますので、場合によっては日時が柔軟に対応できます。

ほかに民事保全、訴訟、民事執行、各種債務整理などの仕事があります。財産の管理も仕事の一環です。成年後見人制度は、認知症により財産管理ができない方に対して、契約手続きなどを代理人として行います。破産管財業務は、破産した方の財産を管理してお金に換え、各債権者に法律の割合に従って分配することも裁判所から頼まれて行います。相続財産管理人は、相続する人が誰もなくなった場合に、財産の管理を裁判所から頼まれることがあります。遺言執行者とは、遺言を書いてもその通りになるかどうかは分かりませんので、亡くなった後に遺言をきちんと実現する人を頼んでおくという仕事です。高齢化社会により、財産管理も多くなってきています。

専門分野を聞かれることが多いのですが、いつも答えに困っています。人々のトラブルを扱うため広告は禁止されていましたが、独占禁止法の問題などから平成 12 年に広告が自由化されました。ただし医師とは違い、専門と言うのはいけないと日弁連で定められています。都会は弁護士の人数が多いので医療介護、労働、相続などに特化する人もいますが、地方では全般的に担当することが多いかもしれません。

さまざまな案件の示談、調停、審判のほかに移動や文書作成など、深夜まで業務を行っております。

## ロータリー財団寄付者

■ 鈴木かおる ■ 橋本弘幸 ■ 佐藤功一 ■ 鈴木尚子  
■ 宮崎登志行

## 米山記念奨学会寄付者

■ 津野順子 ■ 白岩邦俊 ■ 味戸誠一郎 ■ 増子ふみえ  
■ 佐藤功一 ■ 橋本弘幸 ■ 大山三起雄 ■ 宮崎登志行  
■ 鈴木尚子

## ポリオ寄付者

■ 橋本弘幸 ■ 宮崎登志行

## ▶閉会点鐘